

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、66万9100円及びこれに対する平成16年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審を通じて被控訴人の負担とする。
- (4) この判決は、仮に執行することができる。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が設置する東京理科大学（以下「被控訴人大学」という。）の入学試験に合格し、入学金と授業料等を納付して被控訴人大学との間で在学契約を締結した控訴人が、平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をして在学契約を解除したとして、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、納付済みの授業料等66万9100円及びこれに対する同月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

これに対し、被控訴人は、控訴人が平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をした事実はないと主張して、争った。

2 原判決は、控訴人が平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をした事実を認めることはできないとして、控訴人の請求を棄却した。

これに対し、控訴人が不服として本件控訴を申し立てた。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 控訴人は、被控訴人大学の平成16年度の「学生募集要項 2004」（乙1号証。以下「本件要項」という。）に基づく学生募集に応じて入学願書を提出し、被控訴人大学理学部第一部物理学科の入学試験を受け、これに合格し

た。

(2) 控訴人は、被控訴人大学に対し、平成16年2月12日に入学金28万円、同年3月22日に授業料等66万9100円(以下「本件授業料等」という。その内訳は、授業料が40万7500円、施設設備費が23万円、実験実習費が3万円、学生傷害共済費が1600円である。)を納付して入学手続きを行い、被控訴人大学との間で在学契約を締結した。

(3) 本件要項には、入学辞退に伴う授業料等の返還について、平成16年3月25日(木)までに本件要項添付の「入学学費等返還申請書」に必要事項を記入捺印して提出すれば、授業料等を返還するが、同月26日(金)以降の「入学学費等返還申請書」は受理することはできない旨が記載されている。

(4) 控訴人は、慶應義塾大学理工学部の入学試験も受けていたところ、これにも合格したことから、平成16年3月29日、慶應義塾大学に対し、入学金34万円及び授業料等79万3650円を納付した(甲4, 11, 12・13の各1ないし3)。

(5) 被控訴人大学は、控訴人に対し、平成16年4月12日付け書面を送付し、在籍に必要な書類の提出及び学生証の受領等所定の手続を行うように求めるとともに、被控訴人大学に在籍ができない特別な理由がある場合には、同書面添付の届出書に必要事項を記入の上、同月20日までに返送するよう依頼した。これに対し、控訴人は、「慶應義塾大学理工学部入学のため」被控訴人大学に在籍することができない旨の同月15日付け届出書を提出した(甲8, 乙4)。

(6) 最高裁判所は、平成18年11月27日、いわゆる学納金返還請求訴訟において、在学契約の解除の意思表示が入学年度の始まる4月1日の前日である3月31日までにされた場合には、原則として大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号により、授業料等の不返還特約は、すべて無効となる旨及び在学契約の解除の意思表示は、確定的なものであることが表示されている以上、口頭によるものであっても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当である旨の判断を示した(最高裁判所平成18年11月27日第二小法廷判決・民集60巻9号3437頁参照。以下「最高裁判決」という。)

(7) 控訴人は、平成18年11月30日、本件授業料等の返還を求める旨の内容証明郵便(授業料等返還請求書)を被控訴人大学あてに差し出した。

(8) 被控訴人大学は、最高裁判決を踏まえ、控訴人に対し、平成18年12月付け通知をもって、学納金返還に係る調査項目(入学試験の実施年月日、学部学科名、受験番号及び氏名の4項目)への回答と「受験した年の3月31日までに入学辞退をしたことが確認できるもの」の提出を依頼した。これに対

し、控訴人は、同月26日付け申出書をもって、平成16年3月29日に保護者を通じて入学辞退の申出をしているから、最高裁判決の趣旨にかんがみるならば、同月31日までに入学辞退をしたことを確認できるものを提出する必要はないと考える旨の回答をした。

4 本件の争点は、控訴人が平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をしたか否かである。

(控訴人の主張)

(1) 控訴人の保護者(父)であるB(以下「B」という。)は、平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をした。当該意思表示をしてから本件訴訟に至る経緯は、次のとおり極めて自然な流れであり、控訴人は、終始一貫して電話で入学辞退の意思表示をした旨主張し、極めて迅速に本件授業料等の返還を請求している。このような経緯にかんがみれば、Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をしたことは明らかである。

ア Bは、平成16年3月26日(金)午後11時ころ、控訴人が第一志望としていた慶應義塾大学理工学部に合格したことを知り、その日から営業日ベースで最短の同月29日(月)に被控訴人大学に電話をして本件授業料等の返還を請求した。

イ Bは、最高裁判決が出ると、その2日後の平成18年11月29日に被控訴人大学に電話をして本件授業料等の返還を請求し、翌30日に本件授業料等の返還を求める旨の内容証明郵便(授業料等返還請求書、甲3号証の1)を被控訴人大学あてに差し出した。

ウ 被控訴人大学からの平成18年12月付けの「学納金返還について」と題する通知(甲5号証)に対し、控訴人は、同月26日付け申出書(甲6号証)をもって回答したが、被控訴人大学から明確な反論がなかったことから、控訴人は、平成19年1月31日、本件授業料等の返還を求めて支払督促の申立てをしたところ、被控訴人から異議の申立てがあり、本件訴訟となった。

(2) 被控訴人主張の事情は、いずれも、Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をしていないことの原因にはならない。

ア 被控訴人主張の辞退者リスト(乙5号証)は、平成16年当時に作成されたものであるかが疑わしいし、仮に、そうであるとしても、入学辞退者のすべてを記録したものではないから、辞退者リストに控訴人の氏名の記載がないからといって、Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をしていないとは到底いえない。

イ 控訴人は、平成16年当時、書面による入学辞退の届出はしなかつ

たが、これは、被控訴人大学の職員が、電話での入学辞退は一切受け付けないという態度に終始し、Bに対して書面による届出を求めなかったからである。被控訴人大学は、その当時、入学辞退の意思表示は書面で行うべきであり、電話による入学辞退は一切受け付けないという方針を徹底していたから、被控訴人大学の職員の上記態度は、何ら不自然なことではない。

ウ 被控訴人大学に在籍することができない旨の届出書(乙4号証)は、被控訴人大学における入学辞退者に対する手続上の便宜のために提出を求められたものであるから、その提出を求められた控訴人としては、最低限必要な事項を記載すれば足りるのであって、被控訴人主張の添え書きや再度の電話連絡をする必要はなかったし、また、それらをしなかったとしても、何ら不自然なことではない。

(被控訴人の主張)

(1) Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をした旨の控訴人の主張は、否認する。

(2) 次の事情から、Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をしたとは認められない。

ア 被控訴人大学においては、平成16年3月26日以降に電話で入学辞退の意思表示があった場合には、その氏名を「手続期間終了後の辞退者リスト」(乙5号証。以下「辞退者リスト」という。)に記録していたが、辞退者リストには控訴人の氏名がない。

イ 被控訴人大学においては、平成16年当時、電話で入学辞退の意思表示があった場合には、その意思を確認した上で、入学辞退者を確実に把握するために、書面による届出を求めたはずであるが、控訴人は、書面による入学辞退の届出をしていない。

ウ 仮に、Bが平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をしたというのであれば、同年4月に、被控訴人大学から、在籍手続を行うか、又は在籍することができない旨の届出書の提出をするように依頼された際に、既に電話で入学辞退を届出済みである旨の添え書きをして当該届出書(乙4号証)を提出するか、あるいは、再度、被控訴人大学に電話をして、その旨を伝えたりするのが自然であるが、控訴人には、そのような事実が一切ない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実によれば、控訴人は、最高裁判決が出た直後の平成18年11月30日、本件授業料等の返還を求める旨の内容証明郵便(授業料等返還請求書)を被控訴人大学あてに差し出したことが認められるところ、当該内容証明郵便には、平成16年3月29日に控訴人の保護者であるBが被控訴人大学に電話で入学辞退を申し出て本件授業料等の返還を請求した旨の記載がされ

ており、Bは、原審における証人尋問において、これに沿う証言をし、また、同人の陳述書（甲10号証）にも同旨の陳述記載がある。

そこで、Bの証言及び陳述記載（以下、単に「証言」という。）の内容について検討するに、Bは、平成16年3月29日（月）に被控訴人大学に電話で入学辞退を申し出て本件授業料等の返還を請求したと一貫して述べ、その際のやり取りまで記憶に基づいて具体的かつ詳細に再現しているところ、電話の対応をした被控訴人大学の職員から、返還期限が過ぎているとして、返還には応じられないと拒否されたため、本件授業料等の返還請求を断念し、以後、最高裁判決が出るまで、被控訴人大学に対して本件授業料等の返還を請求しなかったと述べている。

しかしながら、Bの証言によると、(1)上記電話でのやり取りにおいて、Bは、電話の対応をした被控訴人大学の職員に対し、平成16年3月26日（金）までという授業料等の返還期限は過ぎているものの、「いわゆる営業日ベースでは1日の遅延であり、許容の範囲」ではないか、入学金はともかく、授業料等は、入学後における大学から学生への給付の対価として支払われるものであるから、入学辞退をした者には当然返還されるべきではないか、授業料等の返還を認めた下級審の裁判例があるから、本件授業料等を返還しないというのであれば、裁判では大学が負けるのではないかなどと言ったというのであるし、また、(2)被控訴人大学及び慶應義塾大学に納付した入学金と授業料等は、Bが自らの勤務先の共済会から借入れをして調達したものであったため、控訴人の第一志望ではなかった被控訴人大学に納付した本件授業料等については、返還してほしいとの強い思いがあったというのであるから、授業料等の返還に応じるか否かという重要な事柄について決定権限を有していないと考えられる職員から、返還期限が過ぎているという形式的な理由をもって、返還には応じられないと拒否されたからといって、それは、上記電話をする前から、ある程度、予想のできた対応であるともいえることに加えて、上記職員の対応について、Bが「納得がいかなかった」とも証言していることを考え併せるならば、Bが、被控訴人大学の職員の上記電話対応だけで本件授業料等の返還請求を断念し、以後、最高裁判決が出るまで、被控訴人大学に対して本件授業料等の返還を請求しなかったというのは、不自然であるといわざるを得ない。

さらに、前記前提事実によれば、控訴人は、被控訴人大学から、平成16年4月12月付け書面をもって、被控訴人大学に在籍するための所定の手続を行うか、又は在籍ができない特別の理由がある場合には、その旨の届出書を返送するように依頼され、同月15日付けで控訴人大学に在籍することができない旨の届出書を返送したことが認められるところ、控訴人が主張するように、Bが平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をしたというのであれ

ば、そして、その際の被控訴人大学の職員の電話応対について上記のとおり納得していなかったというのであれば、なおさらのこと、その旨の添え書きをして上記届出書を返送するのが自然ではないかと考えられるが、控訴人は、上記届出書に何らの添え書きをしていない。

ところが、最高裁判決が出た後の控訴人の対応をみるに、前記前提事実
に証拠（甲3の1・2, 5, 6, 10, 原審における証人B）及び弁論の全趣旨を総合すると、Bは、最高裁判決が出た2日後に被控訴人大学に電話をして本件授業料等の返還を請求し、その翌日には内容証明郵便で「授業料等返還請求書」と題する詳細な書面を被控訴人大学あてに差し出したこと、これを受けた被控訴人大学から、学納金返還に係る調査項目への回答と「受験した年の3月31日までに入学辞退をしたことが確認できるもの」の提出を求められると、上記授業料等返還請求書に対して何らの回答がないことに遺憾の意を表明するとともに、最高裁判決の趣旨等にかんがみるならば、「入学辞退したことが確認できるもの」を提出する必要はないと考える旨の申出書を送付したこと、それにもかかわらず、被控訴人大学から明確な反論がなかったことから、本件授業料等の返還を求めて支払督促の申立てをしたことが認められる。そうすると、控訴人が主張するように、Bが平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をして本件授業料等の返還を請求したというのであれば、電話の応対をした被控訴人大学の職員から返還には応じられないと拒否されただけで本件授業料等の返還請求を断念し、以後、最高裁判決が出るまで、被控訴人大学に対して本件授業料等の返還を請求しなかったというのは、上記認定の最高裁判決が出た後の対応と比較して極めて好対照であるといえることからしても、不自然であるといわざるを得ない。

以上によれば、Bの上記証言は採用することができず、他に、Bが平成16年3月29日に被控訴人大学に電話をして入学辞退の意思表示をしたことを認めるに足りる証拠はないから、控訴人の本件授業料等の返還請求は理由がない。

2 よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 原優 裁判官 山崎恵 裁判官 谷池厚行）